

多面的機能支払交付金の 効果の評価(案)について

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

農 林 水 産 省

目 次

1 地域資源の適切な保全管理	1
2 農村環境の保全・向上	4
3 農業用施設の機能増進	6
4 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献	8
5 構造改革の後押し等地域農業への貢献	11
6 自然災害の防災・減災・復旧	14

1 地域資源の適切な保全管理 (1/2)

- 本交付金の取組により、遊休農地であった農用地を適切に保全管理し、平成26～29年度の4年間で725haの遊休農地が解消され、耕作可能な状態に復旧。また、5年間で約1.3～3.3万haの遊休農地の発生を抑制したと推定。
- 対象組織へのアンケート調査では、59%の対象組織が、本交付金に取り組んでいなかった場合、遊休農地が「かなり発生又は拡大」「発生又は拡大」したと回答。
- 耕地面積※1に対する認定農用地面積※2の割合が高い旧市町村※3ほど、10年間（2005年～2015年）における経営耕地面積の減少が少なく、遊休農地の発生が抑制されたと評価。

※3：昭和25年2月1日時点における市区町村

遊休農地の解消状況

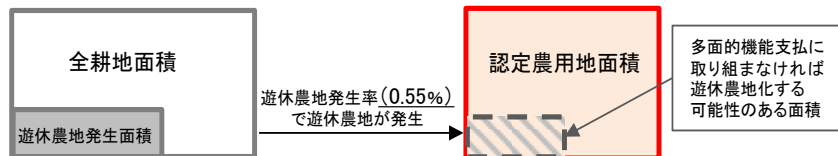
	H26	H27	H28	H29	H26～H29 累計
解消面積	300ha	166ha	158ha	101ha	725ha

資料：平成26～29年度実施状況報告書より作成

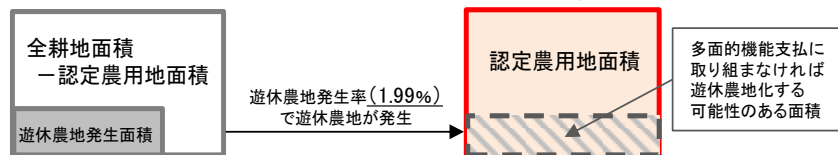
遊休農地の発生抑制(推定)

農業地域類型地目（田・畑）別に遊休農地の発生率から、遊休農地の発生の抑制面積を推定

推定方法①

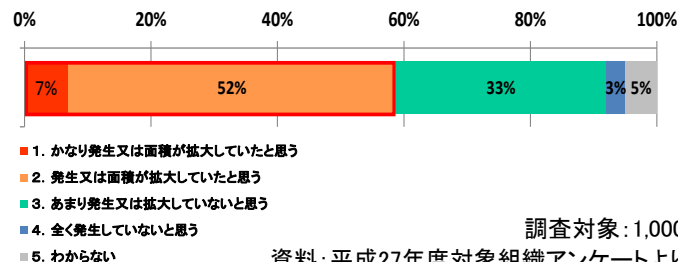


推定方法②



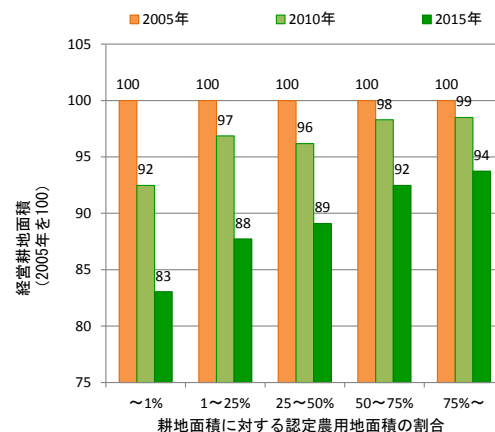
遊休農地の発生防止・拡大抑制

○本交付金に取り組んでいなかった場合の遊休農地発生または面積拡大



資料：平成27年度対象組織アンケートより作成

耕地面積に対する認定農用地面積割合別の 経営耕地面積の変化



2005年、2010年、2015年の農林業センサスをもとに組み替え集計。
なお、上記には以下の都道府県を含まない
(北海道、東京都、新潟県、石川県、京都府、香川県、熊本県、鹿児島県)

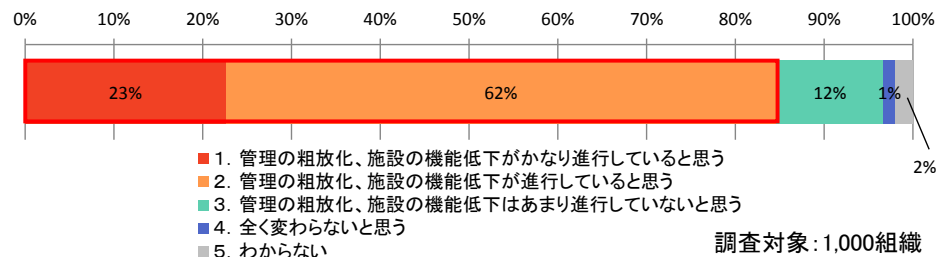
1 地域資源の適切な保安全管理 (2/2)

- 対象組織のアンケート調査では、85%の対象組織が、本交付金に取り組んでいなかった場合、農業用施設の管理の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」「進行していると思う」と回答。
- 都道府県において、本交付金が農業用施設の適切な保安全管理に一定の役割を果たしているとは評価されている。
- 対象組織と未取組集落※に対して、10年後の農業用施設の保安全管理の見通しについて聞き取りをしたところ、対象組織では「保安全管理は継続される」との回答が多かったが、未取組集落では「保安全管理の質や頻度が低下する」との回答が最も多く47%であった。また、「保安全管理は困難」と回答した未取組集落は、現在全て個別農家が保安全管理を実施している。

※：これまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保安全管理支払、多面的機能支払のいずれにも取り組んだことがない農業集落。

農業用施設の適切な保安全管理(対象組織の評価)

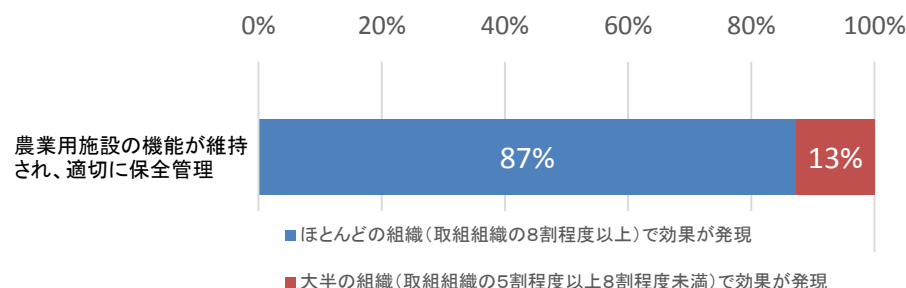
本交付金に取り組んでいなかった場合の農業用施設(水路、農道、ため池など)の管理や施設の機能の状況



調査対象: 1,000組織

資料: 平成27年度対象組織アンケートより作成

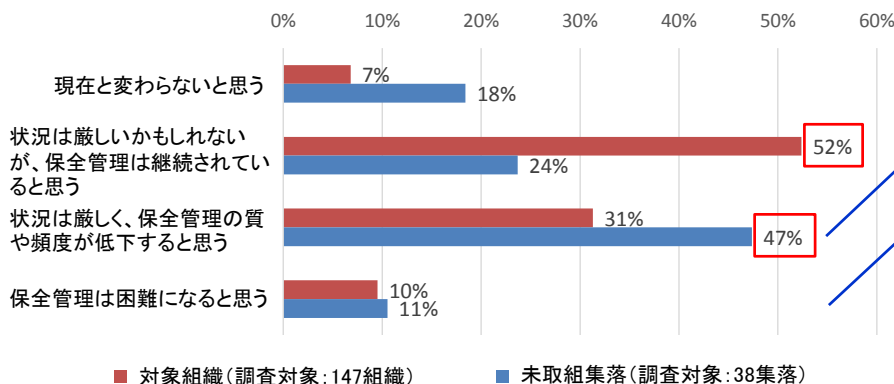
農業用施設の適切な保安全管理(都道府県の評価)



調査対象: 47都道府県

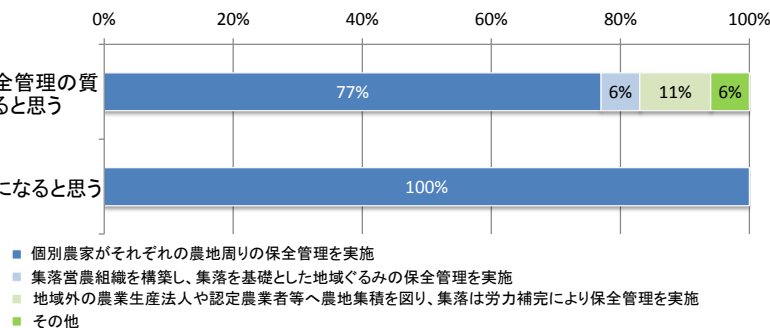
資料: 都道府県中間評価結果より作成

対象組織と未取組集落における10年後の農業用施設の保安全管理の見通し



資料: 平成30年度対象組織実態調査より作成

10年後「保安全管理は困難」等と回答した未取組集落の現在の保安全管理の実施状況



資料: 平成30年度対象組織実態調査より作成

(参考1) 地域資源の適切な保全管理に係る事例

- 愛知県小牧市では、鳥害や雑草の繁茂の発生原因となっていた遊休農地を、地域の共同活動により解消することで、これらの被害を軽減するだけでなく、遊休農地であった農用地で近隣の営農者が野菜等を生産。
- 石川県羽咋市等では、水路等の老朽化に伴い、水路法面の補強や水路の布設替えを行うことで、基礎的な保全活動の負担を軽減するとともに、非農業者を含む地域ぐるみの保全活動を実施することで、農業用施設の適切な保全管理を実現。

遊休農地の発生防止・抑制を推進している事例

みどり こまき
○ おおくさ水土里の会（愛知県小牧市）



遊休農地の草刈り

認定農用地面積：田 85ha
畑 9ha
対象施設：開水路 4.2km
農道 21.0km
ため池 9箇所

本地域は、混住化が進む都市的地域の水田地帯であり、遊休農地が点在して発生していた。遊休農地に繁茂した雑草がスズメの営巣地となり水稻の食害が発生していたほか、隣接農地にも雑草が拡散したことにより、営農者の生産意欲が低下し、遊休農地の増加が深刻化していた。

そこで、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組み、遊休農地の解消に向けて、現地調査や草刈り等を実施した結果、3.7haあった遊休農地は、平成24年度以降には0haとなり、全て解消した。

また、遊休農地であった農用地での耕作を近隣の営農者に働きかけた結果、平成26年度に水稻9トン、野菜（芋類含む）44トンが生産された。（試算生産額※ 10,831千円）

※ 愛知県の平均的な流通価格より算出

【遊休農地の解消】

	平成19年度		平成24年度以降
遊休農地面積	3.7ha	→	0ha

農業用施設の適切な保全管理を行っている事例

おうちがた はくい ほうだつしみず
○ 邑知潟水土里ネットワーク（石川県羽咋市、宝達志水町、なかのと 中能登町）



水路の布設替え

認定農用地面積：田 2,112ha
対象施設：開水路 648km
農道 299km
ため池 91箇所

本地域は、石川県能登半島基部に位置する水田地帯であり、ほ場整備後30年以上が経過したことで、水路の不等沈下や漏水等により用水機能の低下や水路・農地の法面崩壊が多く見られ、応急措置として土のう積みをするなど、多大な労力が必要であった。

そのため、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組み、地域ぐるみでの草刈り等の基礎的な保全活動を行うとともに、老朽化により不等沈下した用水路約22kmの布設替え工事や法面の補強対策等を直営施工により実施。

また、急勾配の水路法面などは、防草シートの布設等を実施。この結果、農業用施設の保全管理のための活動の負担を軽減させるとともに、非農業者を含む地域ぐるみの保全活動を実施することにより、効果的かつ効率的な保全管理を実現。

【農業用施設の保全活動の負担軽減効果】

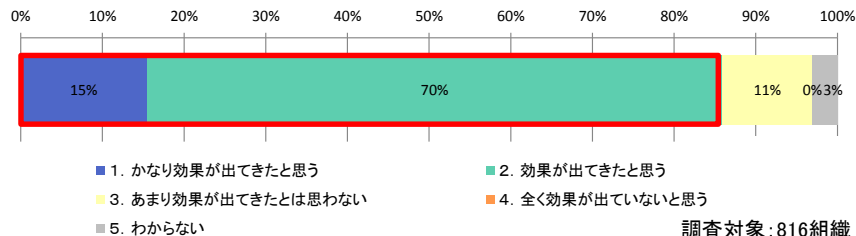
	取組前	取組後
法面の応急的な補修	630人・日/年	→ 0人・日/年
	(土のう積み作業)	

2 農村環境の保全・向上

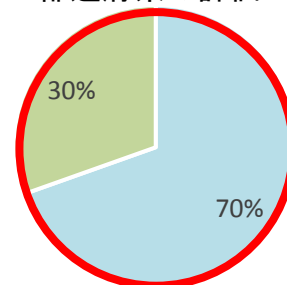
- 対象組織へのアンケート調査では、農村環境の保全・向上について「かなり効果が出てきたと思う」「効果が出てきたと思う」との回答が、景観形成・生活環境保全の効果で85%、生態系保全の効果で60%、水質保全の効果で61%であり、農村環境の保全・向上に効果があったと評価。
- 都道府県及び市町村において、本交付金が農村環境の保全・向上に一定の役割を果たしていると評価されている。

景観形成・生活環境保全の効果の発現状況

対象組織の評価

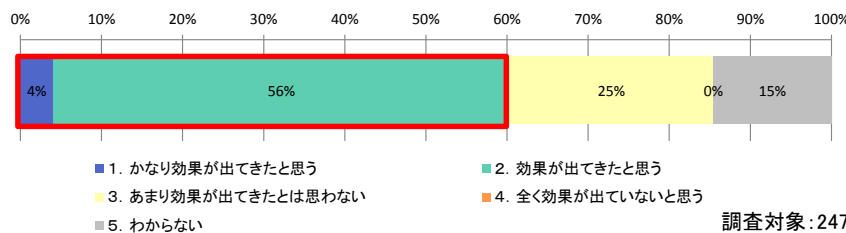


都道府県の評価

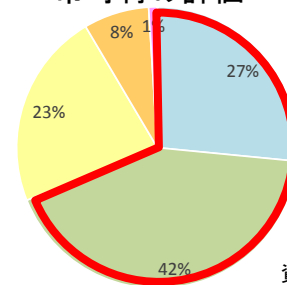


生態系保全の効果の発現状況

対象組織の評価

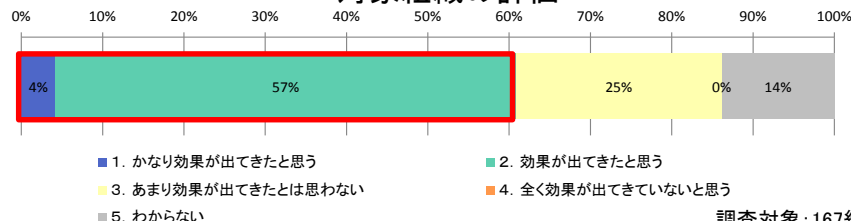


市町村の評価

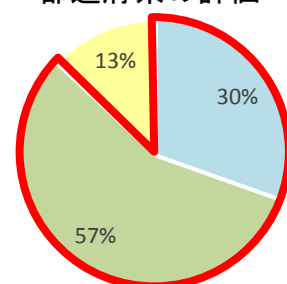


水質保全の効果の発現状況

対象組織の評価



都道府県の評価



(参考1) 農村環境の保全・向上に係る事例

- 山形県朝日町では、本交付金の取組により、農業者の負担を軽減したことで遊休農地の発生が防止され、良好な棚田の景観が保全されるとともに、観光客が増加。また、棚田を美しく保全しようとする地域住民の意識が高まり、棚田で生産した米のブランド化にも取り組んでいる。
- 北海道標茶町では、希少動物の生息環境に配慮しながら地域資源の保全管理に取り組むことで、釧路湿原への影響を低減。また、生態系保全への取組意識が向上し、地域の一体感の醸成にもつながっている。

景観保全により観光客が増加した事例

のうじゅう
○能中集落協定（山形県朝日町）
あさひ



榎平(くぬぎだいら)の棚田

認定農用地面積：田 31ha
対象施設：開水路 3.8km
農道 4.0km
ため池 2箇所

本地域は、農業者の高齢化、棚田での農作業の重労働等により生産意欲が低下していた。また、山間地であるため、農業用水は河川からの揚水により確保しており、施設の補修や更新に経費を要することから、適切な保全管理を行うことが困難となっていた。

本交付金により、営農の継続に必要な水路や農道の補修等を計画的に実施するとともに、棚田の法面の草刈りを棚田保全会との共同作業で実施した。

この取組により、農業者の負担を軽減したことで、遊休農地の発生が防止され、良好な棚田の景観が保全されるとともに、町を代表する観光地に発展した。

観光客の増加により、棚田を美しく保全しようとする地域住民の意識が高まり、活動への参加者が増加し、さらに棚田で生産した米のブランド化にも取り組んでいる。

【景観保全による観光客の増加】

	平成21年度	平成28年度
本地域への観光客数	約6,600人	→ 約9,000人（+約2,400人）

生態系に配慮した地域資源を保全管理している事例

しべちやにし
○標茶西地区農地・水保全隊（北海道標茶町）
しべちや



農地に飛来するタンチョウ

認定農用地面積：草地 1,473ha
対象施設：開水路 13.1km
農道 19.9km

本地域は、北海道の東部に位置する大規模酪農地帯で釧路湿原に隣接していることから、特別天然記念物であるタンチョウやイトウ、キタサンショウウオ等の貴重な野生動物の生息地となっているが、近年、離農者が増加しており農地の遊休化や農業用施設の維持の粗放化による土壌流出や雑草の繁茂に加え、畜産排水等が生態系に悪影響を与える恐れがあった。

そのため、平成20年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組み、排水路や農道の草刈りを地域共同で実施するとともに、畜産排水等の影響を低減するため、沈砂池の適正な維持管理を行うことで、隣接する釧路湿原への影響を低減。

また、希少動物の生息環境に配慮しながら地域資源の保全管理に取り組むことで、生態系保全への取り組み意識が向上するとともに、地域の一体感の醸成にもつながっている。



水質保全のための沈砂池

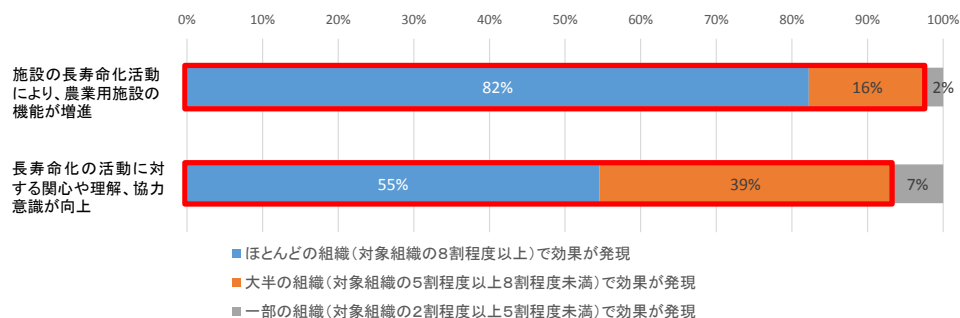


地域ぐるみの清掃活動

3 農業用施設の機能増進

- 都道府県において、98%の道府県で「施設の長寿命化の活動により農業用施設の機能が増進」していると評価され、93%の道府県で「長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上」と評価されている。
- 市町村のアンケート調査では、74%の市町村で、施設の維持管理費の低減について「ほとんどの組織で効果が発現していると思われる」又は「大半の組織で効果が発現していると思われる」と評価されている。
- 対象組織のアンケート調査では、96%の対象組織が、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、10年後には農業用施設の「破損、老朽化等による農業生産や周辺地域への被害があり対処が必要になる」「農業生産へ影響が出ると思う」と回答しており、農業用施設の機能増進に効果があったと評価。

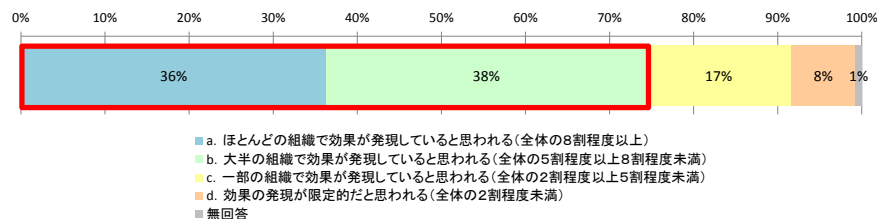
農業用施設の機能増進等（都道府県の評価）



調査対象: 45都道府県

資料: 都道府県中間評価結果より作成

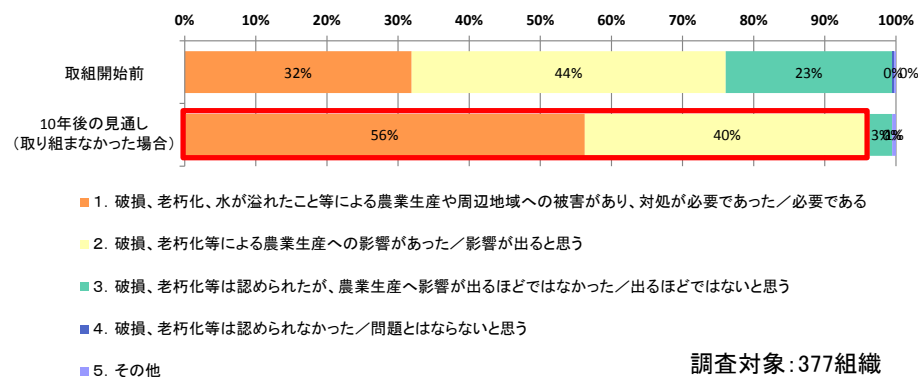
施設の維持管理費の低減（市町村の評価）



調査対象: 1,398市町村

資料: 平成28年度市町村アンケートより作成

資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合の10年後の農業用施設の見通し（対象組織の評価）



調査対象: 377組織

資料: 平成27年度対象組織アンケートより作成

(参考1) 農業用施設の機能増進に係る事例

- 山形県米沢市では、農業用施設の長寿命化対策を行うにあたり、地域住民が補修等の技術を学び、自ら作業を行うことで、補修等に係る費用の削減と、継続的な保安全管理ができる体制の整備につながっている。
- 埼玉県熊谷市では、水路の目地詰め作業を毎年計画的に実施したことにより水路からの漏水が防止され、転作作物等の導入につながった。加えて、補修技術の近隣の対象組織への普及にも貢献している。

直営施工により施設の機能を増進している事例

ひろはた よねざわ
○米沢市広幡地域農地・水・環境保全組織（山形県米沢市）



直営施工の実施状況

対象農用地面積：田 443ha
対象施設：開水路 53.0km
農道 26.5km
ため池 1箇所

本地域は、山形県の南部に位置する水田地帯であり、水路等は造成後40年が経過するなど、施設の老朽化が進行する中、農業者の高齢化も進み、農業者だけによる農業用施設の保安全管理が困難な状況であった。

このため、平成24年度に対象組織を設立し、地域ぐるみで水路等の保安全管理を開始。施設の長寿命化対策について、外部講習の受講や組織内での講習会を実施し、地域住民が補修等の作業に必要な技術を学び、自ら作業を行うことで、補修等に係る費用を縮減するとともに、地域で継続的な保安全管理が行える体制を整備。

これにより、水路の補修等は、外部発注した場合に比べて費用を約3割程度削減。また、自ら補修等を行うことにより、共同活動への取組意欲や施設の保安全管理への意識が向上している。

【直営施工による工事費削減】

水路（400mm×400mm）の設置工事の場合

外部発注：約17,200円／m

直営施工：約11,800円／m（費用を約3割削減）

施設の補修が転作作物の導入につながった事例

みしょうぜき くまがや
○熊谷市御正堰地域農地・水・環境保安全管理協定（埼玉県熊谷市）



目地詰め補修後の水路

対象農用地面積：田 231ha
畑 5.0ha
対象施設：開水路 66.6km
農道 54.8km

本地域は、昭和47～58年に実施された県営ほ場整備事業により整備された水田地帯であり、水路は老朽化により、目地からの漏水、本体の破損、不等沈下等の障害が起きており、営農活動に支障が生じていた。

このため、平成20年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組み、目地詰め作業の研修会を開催するなどし、補修作業の技術の習得を進め、毎年目地詰め作業を計画的に行っている。

目地詰めによる補修が行われたことにより、水路での漏水が防止され、転作作物（大豆等）や裏作作物（小麦等）の導入が可能となり、その栽培が盛んになってきている。

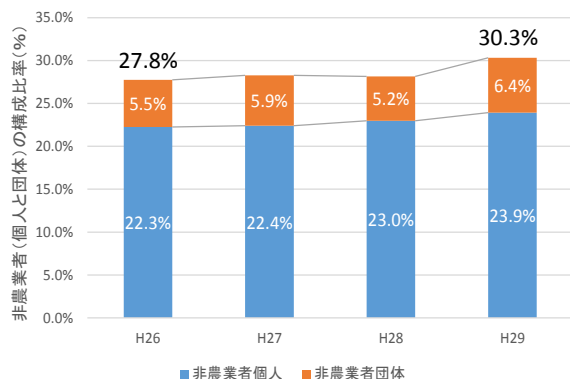
また、近隣の対象組織からの問い合わせの対応や視察の受け入れを積極的に行い、対象組織内だけでなく、他の対象組織の技術力の向上にも貢献している。

4 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

- 本交付金により、多様な主体の参画を得た共同活動が行われており、非農業者等の構成比率は約30%（平成29年度実績）と、平成26年度と比較すると増加しており、また、非農業者等の構成比率が高くなるほど活動項目数が増加。
- 本交付金に取り組むことにより、取組以前より基礎的な保全活動の実施時間が増加。また、本交付金に取り組んでいる集落の平均寄り合い回数が、取り組んでいない集落の1.6倍程度となり、活動の活性化が見られる。
- このように本交付金の取組を通じ、農村協働力※が向上し、農村の地域コミュニティの維持・強化に貢献していると評価。

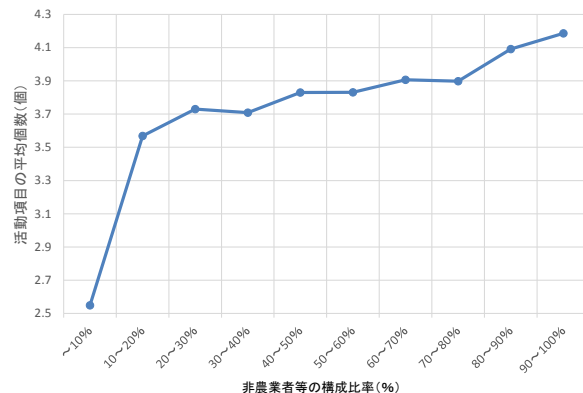
※農村協働力：農業における農業用水の利用・管理等を通じて形成された人々のつながりにより発揮される能力・機能

非農業者等の構成比率



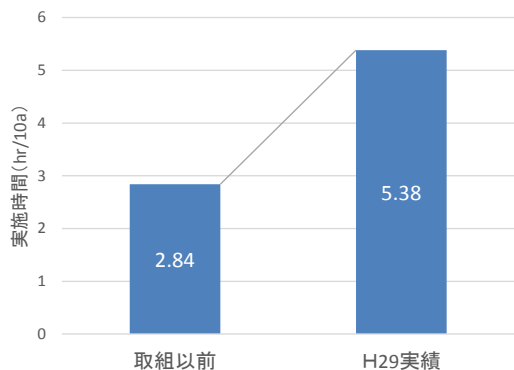
資料：平成26～29年度実施状況報告書より作成

非農業者等の構成比率に対する活動項目数



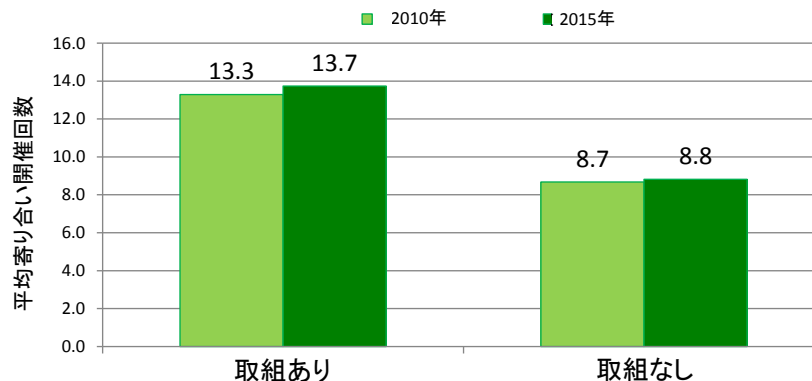
資料：平成29年度実施状況報告書より作成

本交付金に取り組むことによる
基礎的な保全活動の実施時間の推移



資料：平成30年度活動実態調査より作成

本交付金の取組の有無による
平均寄り合い開催回数の違い

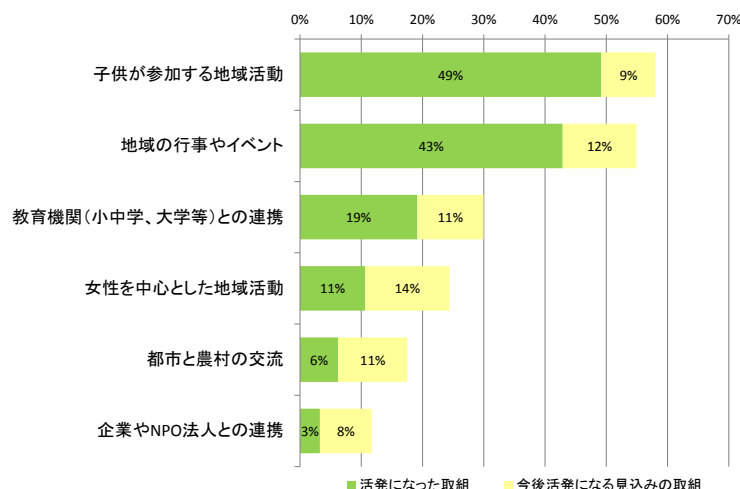


資料：2010年及び2015年の農林業センサスより作成

(参考1) 農村の地域コミュニティの維持・強化を通じた波及効果

- 本交付金の取組が地域コミュニティに与えた影響について、市町村へ聞き取り調査したところ、本交付金の活動をきっかけとして「子供が参加する地域活動」や「地域の行事やイベント」が「活発になった」又は「今後活発になる見込みがある」と回答した市町村は、それぞれ 58%、55%であった。
- また、本交付金により対象組織の7割が地域コミュニティが活性化すると回答した。
- 農村の地域コミュニティの維持・強化を通じて、本交付金の事業計画以外の取組により地域活性化につながった事例もある。

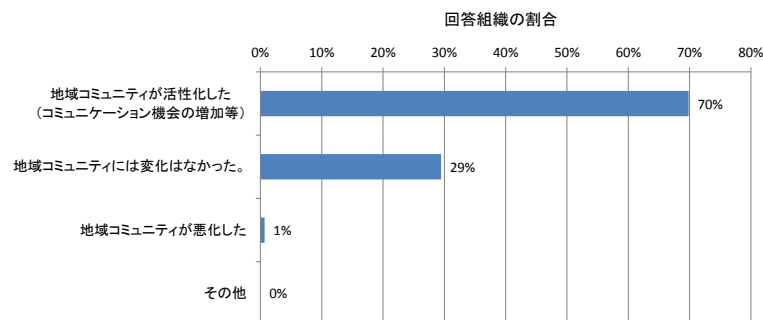
本交付金をきっかけとして活発になった取組



調査対象: 1,409市町村

資料: 平成28年度市町村実態調査より作成

本交付金による地域コミュニティの活性化



調査対象: 146組織

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

集落内の話し合いを契機とした新規作物栽培と6次産業化

よざ
よさの
○与謝農業振興会(京都府与謝野町)



ホップの栽培

認定農用地面積: 田 60ha
畑 0.9ha
対象施設: 開水路 25.5km
農道 12.5km

本地域は、急傾斜の水稻単作地域であるため、農地の維持管理に多大な労力と時間を要していた。また、農業従事者の高齢化に伴い地域が衰退の危機にあったため、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策を開始した。

地域の共同活動を通して、自ら出来ることは自分たちで行う住民連携の意識が高まり、平成25年度には、地区内の既存農業団体(中山間集落協定や農事組合など)と将来の目標の共有を図るため与謝村づくり委員会を設立した。

集落内での話し合いの環が広がったことで、農業を地域の産業として定着させるためのホップやトマトなどの新規作物の栽培や新たな法人組織の設立につながった。

新たな法人組織は、生産したホップを用いたクラフトビールの醸造、販売やトマトを使用したパスタソースの製造・販売などを行っており、6次産業化による地域活性化が進展している。

【新規作物の作付面積】

・ホップ 35a ・トマト 30a

【新規作物から製造した商品の販売実績】

・クラフトビール H29売上本数: 3,000缶 (264万円/年)

(参考2)農村協働力の施策的な位置付け

- 土地改良長期計画において「農村協働力と美しい農村の再生・創造」という政策目標の達成に向けて講ずべき施策として「農村協働力を活かした地域資源の保管理体制の強化」を行うことと位置付け。
- 具体的には、「豊富な経験と知識を有する農業者や地域住民等の多様な人材の参画（中略）を促進し、農村協働力を活かした地域資源の保管理体制を強化する」としている。

土地改良長期計画(平成28年8月閣議決定)(抜粋)

第1 農業農村をめぐる課題と土地改良の基本方針

1 農村の潜在力を高める土地改良事業

(1) 我が国の農村の特徴と役割

(前略) **農村協働力は、農業生産活動を基軸とした人々のつながりにより発揮される能力ないし機能**であり、(後略)。

第3 政策課題を達成するための目標と具体の施策

3 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策

(2-1) 農村協働力と美しい農村の再生・創造 政策目標3

ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

① 農村協働力を活かした地域資源の保管理体制の強化 施策6

将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農業の構造改革を後押しするため、**豊富な経験と知識を有する農業者や地域住民等の多様な人材の参画**や集落間連携による取組の広域化を促進し、**農村協働力を活かした地域資源の保管理体制を強化する**。

政策目標：農村協働力と美しい農村の再生・創造

地域資源の保管理体制の質と持続性の向上

【目標年度：平成32年度】

KPI①：地域共同活動における**農業者以外の多様な人材の参画率** ⇒ [約4割以上]

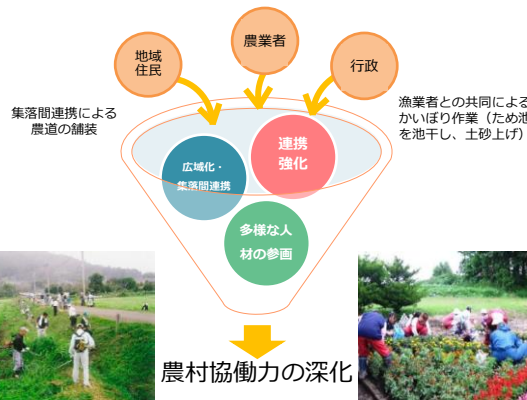
KPI②：持続的な広域体制の下での地域共同活動により保管理される農地面積の割合 ⇒ [約5割以上]

[事業量：地域共同活動による農地・農業用水等の保管理面積 [約280万ha]]

[多様な人材の参画、集落間連携などによる地域資源の着実な継承]



集落間連携による
農道の舗装



漁業者との共同による
かいぼり作業（ため池を
池干し、土砂上げ）

広域化した組織による
農地法面の草刈り



女性や高齢者を含む地域住民
との共同による植栽活動

5 構造改革の後押し等地域農業への貢献(1/3)

- 農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動は、従来、農業者が中心となっていて行ってきたが、本交付金の取組により、農地維持支払の活動においては、参加人数の約3割を非農業者が占める状況となっている。
(※農地維持支払は、農業者のみで構成する対象組織においても実施可能。)
- 本交付金に取り組む農業集落は全国平均に比べ、担い手農家への農地集積率が高く、また、取り組む面積の割合が高くなるほど、利用集積面積の増加率が高い。
- 対象組織への聞き取りによると、一定数の対象組織が、本交付金の取組が担い手農家への農地集積のきっかけや新たな生産品目づくりなどに寄与していると評価。
- 以上より、本交付金の取組は、構造改革の後押し等地域農業へ貢献していると評価。

農地維持支払による地域資源の基礎的な保全活動の実施状況

年間のべ参加人数
合計 約708人／組織

約472人／組織

約236人／組織

農業者
67%

非農業者
33%

調査対象組織の平均認定農用地面積(都府県)：約120ha

調査対象：496組織

資料：平成30年度活動実態調査より作成

担い手の負担軽減により農地集積が進んだ事例

- (一社) 宮川グリーンネットワーク (福井県小浜市)



認定農用地面積：田194ha
対象施設：開水路36km 等

平成9年に大区画ほ場整備を行ったが、農業者の高齢化や水路等の保全管理の負担増加等により担い手農家の規模拡大が困難な状況。

平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組み、地域の共同活動で水路等の保全管理を行うようになった。

これにより、生産組合の水路等の保全管理に要する時間やコストが大きく削減され担い手農家の負担軽減が実現。

【生産組合の水路等の保全管理の負担(年あたり)】

	平成18年度	平成29年度
実施時間	33 時間/ha	→ 19 時間/ha (▲14時間/ha)
費用	2.6万円/ha	→ 1.5万円/ha (▲1.1万円/ha)

こうした負担軽減により、平成27年度には4つの生産組合の合併や規模拡大が実現するなど、構造改革の後押しに大きく寄与。

【担い手農家への集積状況】

	平成18年度	平成27年度
集積面積	89 ha	→ 133 ha
集積率	48 %	→ 69 %

5 構造改革の後押し等地域農業への貢献(2/3)

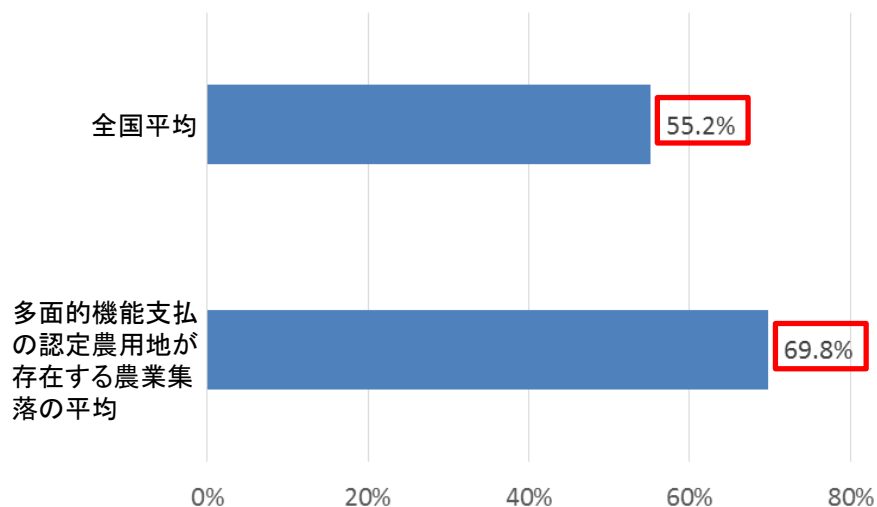
- 本交付金に取り組む農業集落は、全国平均に比べ、担い手への農地集積率※¹が高い。
- また、耕地面積に対する認定農用地面積の割合が高い農業集落ほど、10年間（2005年～2015年）における利用集積面積※²の増加率が高い。

※¹：保全管理する区域内に存在する集落における、経営耕地面積のうち、担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営）への集積率。

※²：農業集落のうち、水田経営を主体とする集落のみを選定し、耕地面積に対する認定農用地面積の割合を算出し、「～1%」から「75%～」までにそれぞれ分類。

分類した集落ごとに、集落内の経営耕地面積に対する、5ha以上を耕作する経営体の経営耕地面積が占める割合を利用集積面積と定義。

平成29年度末時点における農地集積状況

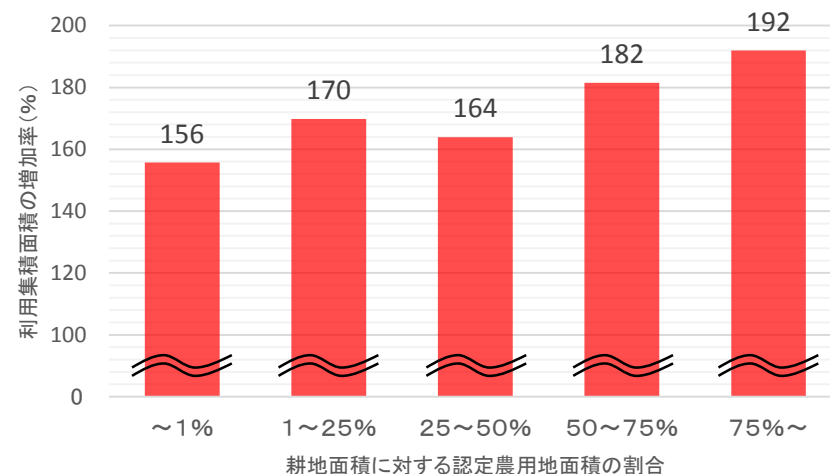


調査対象：406組織
（多面的機能支払の認定農用地が存在する農業集落の調査対象）

経営局「日本の農地集積状況（平成29年度）」及び
平成30年度活動実態調査より作成

耕地面積に対する認定農用地面積割合別の
利用集積面積の増加率

【集落単位】



■ 利用集積面積の増加率（2005～2015年）

2005年及び2015年の農林業センサスをもとに組み替え集計。

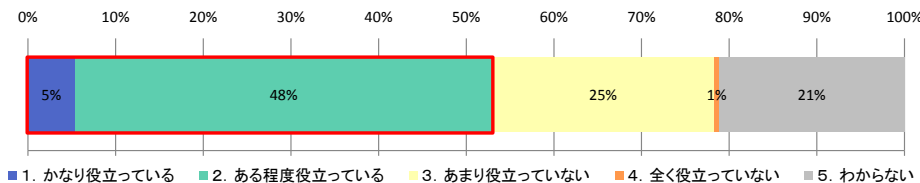
なお、上記には以下の都道府県を含まない

（北海道、東京都、新潟県、石川県、京都府、香川県、熊本県、鹿児島県）

5 構造改革の後押し等地域農業への貢献(3/3)

- 対象組織へのアンケート調査（無作為抽出）によれば、農地集積や、集積に向けた話し合い等のきっかけとして、本交付金が役立っていると回答した割合は53%であった。
- また、多面的機能支払の総会等を活用して担い手への農地集積について話し合いを行った対象組織の方が、実際に農地集積が進んでいる。
- 対象組織のアンケート調査では、27%の対象組織が、新たな生産品目づくり等地域農業の発展に「かなり役立っている」「ある程度役立っている」と回答している。
- 市町村のアンケート調査では、農産物の高付加価値化や6次産業化について「ほとんどの組織」「大半の組織」「一部の組織」で効果が発現している」と回答した市町村は、それぞれ23%、16%となっている。

担い手農家への農地集積のきっかけへの本交付金の寄与

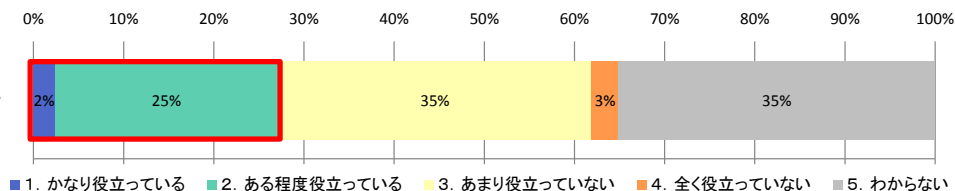


※調査対象とした1,000組織は無作為に抽出しており、「あまり役立っていない」と回答した対象組織の中には、認定農用地内で既に担い手農家への農地集積が進んでいる対象組織も含まれている。

調査対象: 1,000組織

資料: 平成27年度対象組織アンケート調査結果より作成

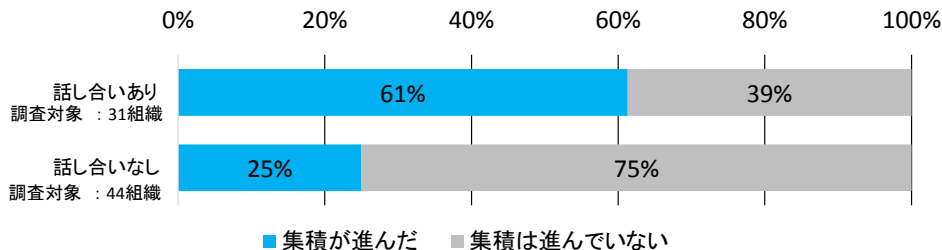
新たな生産品目づくり・農業経営の複合化・6次産業化など地域農業の発展への寄与



調査対象: 1,000組織

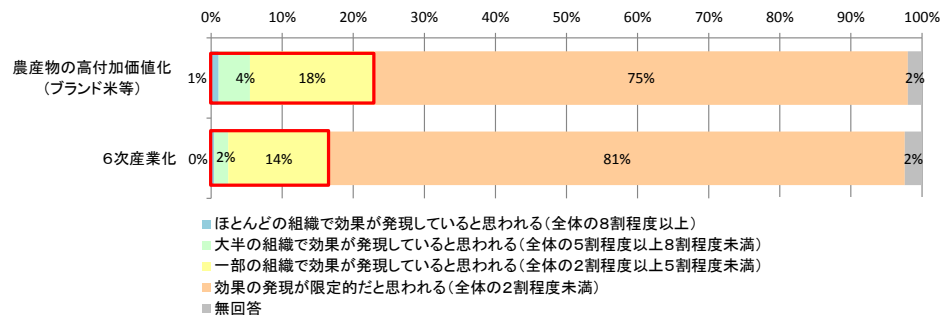
資料: 平成27年度対象組織アンケート調査結果より作成

総会等での農地集積に向けた話し合いの有無による集積の進行の違い



資料: 平成30年度活動実態調査より作成

市町村から見た波及的な効果の発現状況



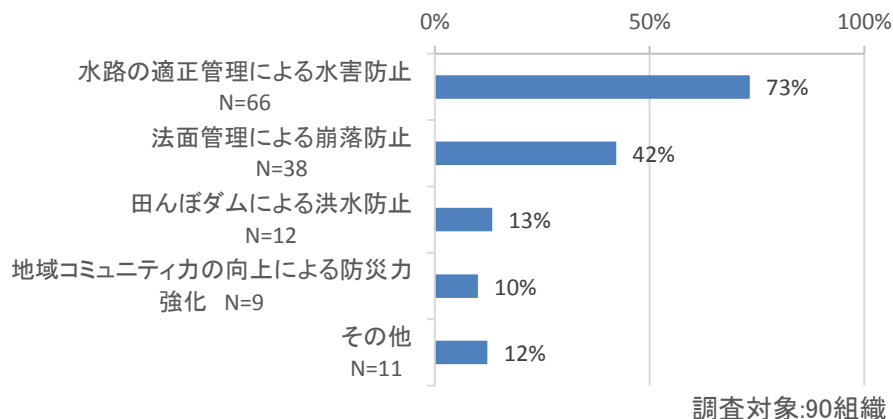
調査対象: 1,409市町村

資料: 平成28年度市町村アンケート結果より作成

6 自然災害の防災・減災・復旧(1/2)

- 対象組織への聞き取り調査では、異常気象等による災害に対して、本交付金を活用してどのような防災・減災の取組を実施しているか対象組織に聞き取りしたところ、「水路の適正管理による水害防止」が73%の対象組織で取り組まれていると回答があるなど、自然災害の防災・減災に寄与していると評価。
- 岐阜県八百津町においては、豪雨災害を経験したことで、地域住民の間で、農業のみでなく地域の防災・減災のために必要な水路という意識が高まり、非農業者を含めた地域住民全員で水路の点検や泥上げを毎年継続して行った結果、水路が良好に保全管理され、自然災害の被害の軽減につながっている。

多面的機能支払による防災・減災の取組(複数回答)



資料:平成30年度活動実態調査より作成

地域の共同活動が減災力の強化につながった事例

さかまき やおつ
○逆巻郷土を守る会(岐阜県八百津町)



地域住民全員で水路の泥上げ

認定農用地面積: 田 3ha
畑 3ha
対象施設: 開水路 2.0km
農道 2.0km
パイプライン 1.4km

本地域は、農業者の減少と高齢化が進んでいることから、手間がかかる長く高低差のある用排水路の管理は、必要最低限に留めざるを得なかった。

しかし、平成22年7月のゲリラ豪雨により、町全域で水路の破損や流入した土砂による水路の閉塞等が発生し、家屋の浸水被害を受けたことで、地域住民の間でも、農業者のみが使う水路という認識ではなく、防災・減災のために必要な水路という意識が高まり、非農業者を含めた地域住民全員が協力して、農業用排水路等の点検や泥上げを行うようになった。

本活動を通じて、地域防災に対する更なる意識向上や減災力の強化に繋がっており、平成23年の台風においても水路への土砂の流入、閉塞が確認されたが、台風通過後に現地を見回り、泥上げ活動を行うなど、迅速な対応を行うことができた。

【非農家を含めた住民全員での水路の保全による減災力の強化】

平成24年度以降、現在までに大きな被害は確認されていない。

6 自然災害の防災・減災・復旧(2/2)

- 平成28年熊本地震を契機に、甚大な自然災害により被災した場合、応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、活動要件を満たすものとみなす特例措置を創設し、平成29年度には57組織(約6千ha)で活用された。
- 災害発生後に対象組織が主体となり、農業用施設の被災状況を確認した上で、農地周りの小規模な水路等の復旧作業を行った結果、多くの農地で早期に営農が再開することができた事例もある。
- 特例措置の導入により、機動的に復旧に取り組むことが可能となり、また、本交付金の取組を通じて農村協働力が向上したことと相まって、農地周りの小規模な農業用施設等の復旧を自治体等に頼るのではなく、対象組織が自立的に率先して応急措置や補修等に取り組むようになり、自然災害による被害からの復旧に効果があったと評価。

多面的機能支払交付金実施要綱(抜粋)

(別紙1) 農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

第4 対象活動

- 3 (前略) 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、(中略) 地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

多面的機能支払交付金実施要領(抜粋)

第1 農地維持支払交付金

2 対象活動

- (5) (前略) 都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

特例措置の活用実績

年度	平成28年度	平成29年度
都道府県数	2 ^{※1}	7 ^{※2}
市町村数	8	9
対象組織数	36	57
対象農用地面積(ha) ^{※3}	18,810 ha	5,765 ha

※1: 北海道、熊本県

※2: 奈良県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県

※3: 対象農用地面積は、農地維持支払の対象農用地面積

平成28年熊本地震からの復旧に係る事例

あそ
○阿蘇地域農地・水・環境保全管理協定(熊本県阿蘇市)



ボランティアによる復旧作業

認定農用地面積: 田 2,586ha

畑 56ha

対象施設: 開水路 629km

農道 286km

ため池 13箇所

本地域は、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組む、土地改良区管内にある13の換地工区ごとに活動していたが、事務負担の軽減、活動の効率化を図るため、平成24年度に対象組織を広域化した。

平成28年4月に2回にわたり発生した震度7の熊本地震は、本地域の農業用施設に甚大な被害をもたらした。

既に育苗中であつたことから、田植えに間に合わせることを最優先し、「今できることからしなければならないだろう」ということで、まずは被災状況の把握を実施した。同時進行で、県、市及び土地改良事業団体連合会と連携し、被災の程度により本交付金による応急復旧と災害復旧事業の仕分けを行った。

応急復旧箇所については、工区ごとに復旧作業を実施した。作業には、農業者のほか、県内外から集まったボランティア(約400名)の大きな力もあり、7月下旬までには概ね作業が完了した。

当初、約8割の農地の作付けに影響が出ると想定していたが、多くの者が一丸となって取り組んだ結果、認定農用地面積の約8割で田植えを行えるまでに復旧した。